

弓削商船高等専門学校		開講年度	平成31年度 (2019年度)		授業科目	海上交通法 2（航海）	
科目基礎情報							
科目番号	4A20		科目区分		専門 / 必修		
授業形態	授業		単位の種別と単位数		履修単位: 1		
開設学科	商船学科		対象学年		4		
開設期	前期		週時間数		2		
教科書/教材	基本 航海法規：福井 淡・浅木 健司（海文堂）。補助教材として、海技従事者口述試験過去問題等必要に応じてプリントを配布する。						
担当教員	釜井 由景						
到達目標							
船舶の運航に必要な海上交通ルールの全般にわたる、その目的・適用海域・航法等、海上交通法規相互の関係を理解する。							
ルーブリック							
		理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
海上交通安全法および施行令等関連細則の理解		特別法である同法の交通方法・細則を理解・習得できる。		特別法である同法の交通方法・細則を理解できる。		特別法である同法の交通方法・細則を理解できない。	
港則法および施行令等関連細則の理解		特別法である同法の規定等を理解・習得できる。		特別法である同法の規定等を理解できる。		特別法である同法の規定等を理解できない。	
評価項目3							
学科の到達目標項目との関係							
教養 C3 専門 E1							
教育方法等							
概要							
授業の進め方・方法							
注意点		練習船実習の船橋当直時において最も大切な交通ルールである。交通法規については、理解のみでなく、習得を達成してほしい。交通ルールを履修するため、進度が可成り速いため欠課は可能な限り避けること。受講態度、服装等には十分留意すること。養成施設引当て科目（単位）：航海コース [衝突予防法(1.0)]					
実務経験のある教員による授業科目							
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
前期	1stQ	1週	ガイダンス、海上交通安全法の目的および適用海域		特別法である同法の概要、用語および定義が理解できる		
		2週	海上交通安全法の用語と定義		特別法である同法の概要、用語および定義が理解できる		
		3週	航路における一般的航法		規定される基本的航法が理解できる		
		4週	航路における一般的航法、航路ごとの航法		規定される基本的航法が理解できる		
		5週	航路ごとの航法		規定される基本的航法が理解できる		
		6週	特殊な船舶の航路における交通方法の特則		規定される特例等が理解できる		
		7週	海上交通安全法演習				
		8週	中間試験				
	2ndQ	9週	港則法の目的および適用海域		特別法である同法の概要、用語および定義が理解できる		
		10週	港則法の用語と定義		特別法である同法の概要、用語および定義が理解できる		
		11週	入出港および停泊		入港、停泊の手続き等が理解できる		
		12週	航路および航法		規定される基本的航法が理解できる		
		13週	危険物		危険物の取扱いについて理解できる		
		14週	水路の保全		環境保全について理解ができる		
		15週	港則法演習		港則法の体系が理解できる		
		16週	期末試験				
評価割合							
	試験	小テスト	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	70	20	0	0	0	10	100
知識の基本的な理解	70	0	0	0	0	0	70
主体的・継続的な学習意欲	0	20	0	0	0	0	20
態度・志向性(人間力)	0	0	0	0	0	10	10